

大 個 審 第 3 0 号
(答 申 第 2 3 4 号)
平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 23 年 12 月 9 日付け市第 1854-2 号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について」に関し、大阪府住民基本台帳法施行条例(平成 23 年大阪府条例第 7 号)第 6 条に基づき審議した結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、別紙に掲げる事務を同条例に追加することは、適当なものと認めます。

なお、今後とも、下記事項に留意の上、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に利用されるよう、配慮願います。

記

- 1 本人確認情報の利用にあたっては、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- 2 今後、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに加える場合など、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務に大きな変更等がある場合は、改めて本審議会の意見を徴すること。

- (1) 大阪府立救命救急センター条例に基づく診療料等及び手数料の徴収に関する事務
- (2) 大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業に係る債権管理に関する事務
- (3) 看護師等修学資金の貸与に係る債権管理に関する事務
- (4) 中小企業高度化資金貸付金の債権管理に関する事務
- (5) 中小企業設備近代化資金貸付金の債権管理に関する事務
- (6) 滞納授業料等の回収及び支払督促に関する事務
- (7) 風俗営業許可の取消しに関する事務
- (8) 非常勤職員の災害補償に関する条例による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務
- (9) 協力援助者災害給付に関する事務
- (10) 死体解剖資格認定等に関する事務
- (11) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請に関する事務